

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され
保育園関係の各種手続きにはマイナンバーが必要になりました。
(個人番号)



入退園手続き・各種変更手続き・認定証再交付の手続きなどの場合は、
支給認定保護者の個人番号カードまたは通知カードを提示していただきます。

支給認定保護者本人が窓口で手続きする場合 (①~③全て必要です)

- ①支給認定保護者の「個人番号カード」または「通知カード」 ※コピー不可
- ②支給認定保護者の「顔写真つき身分証明書」(運転免許証など)
- ③支給認定保護者の「認印」 ※スタンプ印不可

支給認定保護者以外が窓口で手続きする場合 (①~④全て必要です)

- ①支給認定保護者からの「個人番号確認書兼委任状」(裏面参照)
- ②支給認定保護者の「個人番号カード」または「通知カード」 ※コピー可
- ③支給認定保護者の「認印」 ※スタンプ印不可
- ④代理人の「顔写真つき身分証明書」(運転免許証など)

★いずれの場合も入所児童や家族のマイナンバーをお伺いすることがありますので記入できるようにしてください。(全員分のカードを持参する必要はありません)

施設経由で変更申請書を提出する場合 (園長がマイナンバーを確認します)

上記の「支給認定保護者本人が窓口で手続きする場合」や「支給認定保護者以外が窓口で手続きする場合」と同様の方法で「園長」に申請書を提出してください。

★一部、施設経由の手続きができない申請もあります。書類に不備があった場合には福祉・児童課職員が確認の電話をする場合もあります。

よくある質問

Q. 支給認定保護者とは何ですか？

A. 入園・継続申請の際に指定していただいた「保護者の代表者」のことです。
保育園関係の書類はすべて支給認定保護者あてに送付されていますのでご確認ください。
保育園の手続きにおいて支給認定保護者が父になっており、母が手続きする場合は「父からの委任状」が必要です。

Q. 個人番号カード(通知カード)を紛失したのでマイナンバーがわかりません。

A. 市役所市民課窓口で「個人番号入りの住民票」(有料)を発行してもらい、その住民票をご提示ください。

【お問い合わせ】

勝山市福祉健康センター「すこやか」内 福祉・児童課
子育て相談室・子育て支援グループ 0779-87-0777 (直通)

個人番号確認書 (兼 委任状)

(支給認定保護者) ※必須項目

住 所 勝山市 _____

氏 名 _____ ㊟

生年月日 昭和・平成 年 月 日 _____

福祉・児童課職員が保育園手続きに必要な同一世帯員の個人番号を検索することに同意しますか？ (はい ・ いいえ)

◎支給認定保護者以外が手続きする場合には委任状が必要です。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、保育園関係手続きに係る権限を委任します。

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日 _____

※事務処理欄 (福祉・児童課職員または園長が記入します)

【支給認定保護者の個人番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【個人番号確認】

個人番号カード 通知カード 個人番号入り住民票 その他 ()

【本人確認】 (支給認定保護者 代理人)

1点 運転免許証 個人番号カード パスポート
その他、公的機関発行の顔写真つき身分証明書 ()

2点 健康保険証 年金手帳 年金証書 介護保険証 その他 ()

【受付担当者】

受付年月日 平成 年 月 日

担 当 者 施設名等：

職氏名：

㊟